

近江八幡市公告

第1号近江八幡市子ども・若者育成支援事業プロデュース業務委託について、公募型プロポーザルによって事業者の選定を行うので公告する。

令和6年10月29日

近江八幡市長 小西 理

第1号近江八幡市子ども・若者育成支援事業プロデュース業務委託業者選定実施要領

1 件名

第1号近江八幡市子ども・若者育成支援事業プロデュース業務委託

2 業務概要

(1) 業務目的

近江八幡市においては、教育相談支援機関として、小学生から中学生を対象とした教育相談室と、20歳までの若者を対象とした少年センター（あすくはるHAR）をマナビィ（旧南中学校）に設置し、相互の連携を図りながら相談支援業務を行っている。また、令和4年度からは、臨床発達心理士を配置し、市役所南別館2階に39歳までの若者を対象とした、子ども・若者相談窓口を開設した。

しかしながら、ハード面の課題として、現在使用しているマナビィは耐震面が不十分であることに加え、老朽化が進行し、機能面も旧の学校施設を引き継いだ状態が続いていることから、若者が相談のために一歩踏み出すにはハードルが高い。

また、本市の現状として、国や県と比較して不登校児童生徒の在籍率が高く、学校や家庭だけでは解決困難なケースが大半を占めることから、各機関が連携して支援しているものの、縦割りの対応では限界があるのが現状である。相談窓口への相談内容は、特に若者においては就労への悩みや不安、仕事が続かないことへの自信喪失に関する内容が多く、就労につながる事が難しいことから、多くのケースは定期的な面談や電話相談から進展しない現状である。

このような背景において、令和6年度から設計業務を開始し令和8年度中の完了を目指す既存の公共施設（旧人権センター 近江八幡市鷹飼町南四丁目4-4）の改修整備により、上述の教育相談支援機関を集約した新たな拠点機能の構築を進めていくこととしている。従来の就労支援のみでは若者が孤立状態から社会となめらかに接続し、社会参加への扉を開けることは極めて難しいため、「若者が協働し、自ら『職』を生み出す起業支援」や「若者による、まちづくりプロジェクト企画と運営の支援」を行政施策として拠点を活用し展開することにより、子ども・若者育成支援の更なる進展を図るべく、子ども・若者育成支援事業プロデュースを業務の目的とする。

(2) 業務内容

別紙 第1号近江八幡市子ども・若者育成支援事業プロデュース業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間 契約締結の日（令和7年2月1日想定）から令和9年3月31日まで

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 事業設定価格

本プロポーザルの事業予算額は、19,975千円（消費税相当額を含む。）以内とする。
（参考：令和6年度911千円以内、令和7年度8,966千円以内、令和8年度10,098千円以内）

5 参加資格

本業務への参加者は、単独事業者とし、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 直近10年間で子ども・若者を対象に自立支援を行い就労につなげた実績があり、自ら起業した経験を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 当該業務の落札決定の日までにおいて、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成22年近江八幡市告示第272号）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (6) 令和6年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に、行政計画立案・企画に関する調査・分析・研究・コンサルティング業務で登録されているものであること。当該名簿に登録のない者は、下記の競争参加資格審査申請に基づき申請を行い、承認を受けること。

◎競争参加資格審査申請

上記により、本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、次のとおり申請すること。

- | | |
|--------|--|
| ア 提出書類 | 別途定める「第1号近江八幡市子ども・若者育成支援事業プロデュース業務委託における役務提供競争参加資格審査申請書提出要項」のとおり |
| イ 提出期限 | 令和6年11月13日（水）午後5時必着 |
| ウ 提出方法 | 持参又は郵送（送付したことが証明できる方法に限る。） |
| エ 提出場所 | 下記「6 担当部署」まで |
| オ 結果通知 | 参加者の資格を確認し、参加資格を有すると認めたものをプロポーザル |

参加対象者とし、令和6年11月18日（月）までに通知する。

カ これにより認めた参加資格については、本業務のみ有効とする。

(7) 参加資格に関する質問書（様式7）の提出

参加資格の内容等に関し、質疑がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

ア 提出期限 令和6年11月6日（水）午前9時～正午

イ 提出場所 下記「6 担当部署」まで

ウ 提出方法 ファックス又は電子メール ※必ず受信確認を電話にて行うこと

エ 質問回答 令和6年11月12日（火）に教育委員会事務局生涯学習課ホームページにて公表

※質問内容の質問者名は伏せて公表し、類似する質問は1つの質問として回答する。

6 担当部署

近江八幡市教育委員会事務局 生涯学習課 〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地

電話：0748-36-5533

ファックス：0748-36-5565

電子メール：045000@city.omihachiman.lg.jp

7 参加表明手続

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、以下の要領で必要書類を提出すること。

(1) 提出期限 公告日から令和6年11月21日（木）正午必着

(2) 提出場所 「6 担当部署」まで

(3) 提出方法 持参もしくは郵送

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること

※郵送の場合は、簡易書留にて送付し、提出期限に必着のこと

(4) 提出書類

①プロポーザル参加意向申出書（様式1）

②業務実施体制（様式2）

③起業実績調書（様式3）

④業務受注実績調書（様式4）

⑤プロデュースに当たる者の業務受注実績調書（様式5）

8 既存の公共施設（旧人権センター）の現場確認（内覧）

参加表明者のうち希望者に対し、既存の公共施設（旧人権センター）の現場確認を行う。

ただし、この内覧は応募者にとって必須事項ではなく（今回の企画提案の中では具体的に当該施設を活用した提案を求める項目はない）、今後（業務契約後）の業務期間中において関連事項となることを留意願いたい。

(1) 開催日 令和6年11月25日（月）

(2) 場所 旧人権センター（近江八幡市鷹飼町南四丁目4-4）

- (3) 申込 現地確認申込書(様式6) ※参加希望の場合は、前項の参加表明手続の提出書類と合わせて提出すること
希望時間帯が他者と重なる場合は調整する。
- (4) その他 現地確認への参加人数は、3名までとする。

9 企画提案書に関する質問書(様式7)の提出

企画提案書の内容等に関し、質疑がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年11月26日(火) 午前9時～正午
- (2) 提出場所 「6 担当部署」まで
- (3) 提出方法 ファックス又は電子メール ※必ず受信確認を電話にて行うこと
- (4) 質問回答 令和6年12月3日(火)に教育委員会事務局生涯学習課ホームページにて公表

※質問内容の質問者名は伏せて公表し、類似する質問は1つの質問として回答する。

10 企画提案書の提出

プロポーザル参加意向申出者は、以下の要領で必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年12月13日(金) 午後5時必着
- (2) 提出場所 「6 担当部署」まで
- (3) 提出方法 持参もしくは郵送

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること

※郵送の場合は、簡易書留にて送付し、提出期限に必着のこと

(4) 提出書類

①プロポーザル企画提案申込書(様式8)

②企画提案書(任意様式)

業務内容を確認の上、以下の項目について留意し作成のこと。

ア 子ども・若者育成支援および起業支援にかかる全国的な動向とともに、近江八幡市の現状を踏まえた提案をすること

イ 若者の起業支援に係るテーマ、コンセプトを明確に示し、若者個々のニーズや課題に応じた、柔軟かつ専門的な企画を提案すること

ウ 基本構想を策定後、実現性・実効性・活用性のある基本計画およびプロジェクト計画となる提案をすること

エ 若者が地域社会のリーダーとして成長するための環境整備に向けた専門的なプロデュースにあたり、持続可能な支援体制の構築モデルを提案すること。

オ 独自の実績と経験を活かした有益で画期的・戦略的な提案をすること。

カ 提案事業者の企業・団体理念、経営・運営方針を記載すること。

キ 原則A4版で提出し、文字サイズは10ポイント以上とすること。提案書の枚数は10ページ以内とし、上記項目について簡潔に記載すること。

ク 企画提案書には、提案者の会社・団体名、個人名の記載及び会社名、個人名が特定できる記号等は一切記入しないこと。

③業務フローチャート及びスケジュール（任意様式）

ア 業務フローチャート及びスケジュールを提案すること。

イ サイズは、A4規格とすること。

④見積書（任意様式）

ア 見積金額、消費税及び地方消費税、合計額を記載すること。

イ 見積金額の明細（仕様書の委託業務内容の項目等）を記載すること。

ウ 見積金額は、令和6年度、令和7年度及び令和8年度の内訳及び3か年の総額がわかるよう記載すること。

(5) 提出部数 上記①から④までを順に並べ、正本1部、副本9部を提出すること。

(6) 辞 退 応募を辞退する場合は、辞退届（様式9）を上記（1）～（3）に基づき提出すること。

(7) 無 効 上記（1）～（5）に示された条件に適合しない場合、企画提案書は無効とする。

1.1 優先交渉権者の特定

以下の要領で審査を行い、最も優れた企画提案者1者及び次点1者を特定する。

(1) 選定委員会

「近江八幡市子ども・若者育成支援事業プロデュース業務委託業者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会において、審査項目及び配点により審査し、選定する。

(2) 審査方法

以下に示す手順により、（3）審査基準に基づき、審査を実施する。

①一次審査（書類審査） 令和6年12月18日（水）実施

ア 一次審査は、応募者数が5者を超えた場合、上位5者程度を選定する。

イ 一次審査は、提出書類を（3）審査基準により審査する。

ウ 審査結果は、企画提案者全員にプロポーザル一次審査結果通知書（様式10）をもってファックス及び郵送により通知する。

②二次審査（企画提案書審査・ヒアリング） 令和7年1月9日（木）実施

ア 選定委員会において、提出書類及び提出書類に基づくプレゼンテーションの内容を審査する。

イ 審査は、（3）審査基準に定める審査票に基づき選定委員会にて採点を行い、一次審査及び二次審査の評価点数の総合計の最も高い提案事業者を優先交渉権者とし、次に高い提案事業者を次点者とする。ただし、当該合計点数が配点の6割に満たない場合は、優先交渉権者又は次点者として選定しないものとする。

ウ 提案金額の評価において、提案のあった見積書の金額が提案上限額を超えた場合は提案を失格とし、評価の対象外とする。

エ 応募者が1者のみであった場合は、審査を行った上で、配点の6割以上の基準を満たしたときに、契約の相手方として選定する。

オ 二次審査（ヒアリング）への出席者は、プロデュースに従事する者が出席するものとし、会場への入室は3名以内とする。なお、会場や時間等詳細は、別途通知する。

(3) 審査基準

以下の表のとおりとする。

①一次審査 書類審査を実施する

評価項目	評価事項	評価の考え方	評価点
基礎項目	課題解決に向けた協働集団のプロデュース実績	業務を遂行するための業務実績や経験を有しているか	10
	起業の実績	業務を遂行するための業務実績や経験を有しているか	10
	若者の社会参加や自立に向けた支援の実績	業務を遂行するための業務実績や経験を有しているか	20
	業務実施体制	・円滑かつ確実、効率的に業務を遂行する上で、業務実施体制について十分な工夫・確保がされているか ・各部門において専任の担当や講師等を配置するなど、円滑かつ確実な業務の遂行が可能な体制を有しているか	10
提案金額	見積金額	提案金額は妥当なものでかつ効率的な提案となっているか 【計算方法】 $A/B \times 10$ (小数点以下切捨) A…全提案者中最低見積金額 B…当該提案者見積金額	10
一次審査合計… (A)			60

②二次審査

評価項目	評価事項	評価の考え方	評価点
企画提案内容	業務理解度	事業目的を十分に理解し、具体性のある各種取組の方向性が示された提案となっているか	10
	視点・方向性の的確性	若者の実態や子ども・若者育成支援および起業支援にかかる全国的動向を的確にとらえ、当市の現状を踏まえた提案となっているか	10

	実現性・実効性	・提案内容に実現性があり、また実効性が確保された提案となっているか ・若者の社会参加や起業に向けた取組意欲向上とその実効性が期待できる内容となっているか	20
	企画力	独自の実績や経験を活かした有益で画期的・戦略的かつ持続可能な提案となっているか	20
プレゼンテーション	取組・提案姿勢	的確な説明で、取組意欲があり、説得力をもって説明及び回答がされたか	10
二次審査合計… (B)			70
一次審査及び二次審査合計… (A+B)			130

段階評価方法

評価	評価の程度	評価点化
5段階		5段階
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通である	配点×0.50
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0.00

※ 総合評価は加点方式とし、各得点は、小数点第三位以下を四捨五入し、小数点第二位までの値とする。

(4) 審査結果の通知

二次審査の結果については、プロポーザル結果通知書（様式11）により通知する。

①通知日 令和7年1月17日（金）【予定】

②通知方法 ファックス及び郵送

1.2 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) その他、選考者が社会通念に照らし失格にあたる事由を認める場合

1 3 選定スケジュール（予定）

- (1) 令和6年10月29日（火）：プロポーザルの公告・実施要領の公表
- (2) 令和6年11月 6日（水）：参加資格に関する質問書提出期限（午前9時～正午）
- (3) 令和6年11月12日（火）：上記質問書に対する回答
- (4) 令和6年11月13日（水）：参加資格確認申請書の提出期限（午後5時まで）
- (5) 令和6年11月18日（月）：参加資格確認結果通知
- (6) 令和6年11月21日（木）：参加表明書の提出期限（正午まで）
- (7) 令和6年11月25日（月）：現場確認（旧人権センターの内覧）
- (8) 令和6年11月26日（火）：企画提案書に関する質問書提出期限（午前9時～正午）
- (9) 令和6年12月 3日（火）：上記質問書に対する回答
- (10) 令和6年12月13日（金）：企画提案書の提出期限（午後5時まで）
- (11) 令和6年12月18日（水）：一次審査（書類審査）
- (12) 令和6年12月25日（水）：一次審査の結果通知
- (13) 令和7年 1月 9日（木）：二次審査（プレゼン・ヒアリング、優先交渉権者の選定）
- (14) 令和7年 1月17日（金）：プロポーザル結果通知

1 4 契約

- (1) 本プロポーザルにより特定した最も優れた企画提案者に対して、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本市が定める予定価格以内で見積徴取を行い、随意契約を行うものとする。ただし、上限価格は、提案価格以内とする。
- (2) 最も優れた提案者が辞退、若しくは協議が不成立であった場合、又はその他の理由で契約ができない場合は、次点の提案者と契約の交渉を行うものとする。

1 5 契約保証金

免除

1 6 委託料の支払

各事業年度において、原則、業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うものとする。ただし、本事業の遂行上必要があると認められるときは、業務の遂行状況に応じて委託料の一部を支払うことができる。

1 7 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。また、必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した従事する担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。なお、極めて特別な場合で従事者を変更する場合は、変

更前の従事者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、発注者の承認を得なければならない。
(6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本プロポーザルを中止することがある。